

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【公開番号】特開2021-184394(P2021-184394A)

【公開日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2021-058

【出願番号】特願2021-134000(P2021-134000)

【国際特許分類】

H 01 R 43/00(2006.01)

10

H 01 R 13/18(2006.01)

H 01 R 13/11(2006.01)

【F I】

H 01 R 43/00 Z

H 01 R 13/18 B

H 01 R 13/11 301D

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月6日(2022.4.6)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コネクタの雄端子に接続可能なレファレンス端子と、

前記レファレンス端子に取り付けられる金属バンドと、を備え、

前記レファレンス端子は、

それぞれが中心軸まわりに間隔を置いて配置されるとともに、前記中心軸に沿って延びる 30

形状を有する複数の片と、

前記複数の片の各々の内面から前記中心軸に向けて突出する凸部と、を有し、

前記金属バンドは、前記複数の片に取り付けられることができるとともに、縫め付けることが可能である、レファレンス治具。

【請求項2】

前記レファレンス端子は、前記複数の片に接続されており、前記中心軸を中心とする筒状に形成された筒状部をさらに有する、請求項1に記載のレファレンス治具。

【請求項3】

前記筒状部の外周面は、前記片の外周面と連続的につながっている、請求項2に記載のレファレンス治具。

【請求項4】

前記中心軸と平行な方向における前記片の長さは、前記中心軸と平行な方向における前記筒状部の長さよりも大きい、請求項2又は3に記載のレファレンス治具。

【請求項5】

前記中心軸と平行な方向における前記片の長さは、前記中心軸と平行な方向における前記筒状部の長さの1.5倍以上である、請求項4に記載のレファレンス治具。

【請求項6】

前記凸部は、前記中心軸に向かって凸となるように湾曲する形状を有する、請求項1から5のいずれかに記載のレファレンス治具。

【請求項7】

40

40

50

前記凸部は、頂部を有し、

前記頂部の曲率半径は、前記片と前記凸部との境界部の曲率半径よりも大きい、請求項
6に記載のレファレンス治具。

【請求項 8】

前記頂部の曲率半径は、前記片と前記凸部との境界部の曲率半径の 2 倍である、請求項
7に記載のレファレンス治具。

【請求項 9】

前記頂部の曲率半径は、1 mm であり、

前記片と前記凸部との境界部の曲率半径は、0.5 mm である、請求項 8 に記載のレフ
アレンス治具。

10

【請求項 10】

前記片は、当該片と前記筒状部とが接続された側とは反対側に形成された先端部を有し、

前記凸部は、前記片の内面のうち前記中心軸と平行な方向に前記先端部から前記筒状部
側に離間した部位に接続されている、請求項 2 に記載のレファレンス治具。

20

30

40

50